

**産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針**

**策定 令和5年8月24日
変更 令和6年7月 2日
変更 令和7年5月13日
変更 令和8年5月 8日**

都道府県名 宮 城 県

I 収益性向上対策

1 目的

農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・花き等の産地が創意工夫を活かして収益力向上を図り、実需者ニーズに応じた生産により「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に定める本県農業の将来の姿（※1）を実現するため、共同利用施設・機械等の効率利用による生産・出荷コスト削減を図るとともに、新規作物の導入や既存作物を含めた産地化・ブランド化を推進するなど高収益な作付体系への転換を図る。さらに、基盤整備事業による大区画化・水田の汎用化や農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積を図ることにより、産地の生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組を総合的に支援するものとする。

なお、支援に当たっては「新・宮城の将来ビジョン」、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」及び関連計画、その他関連施策（※2）との整合を図るものとする。

※1 みやぎ食と農の県民条例基本計画 第2章基本計画で目指す将来の姿のうち「農業の将来像」

食料の安定供給に向け、我が国の主要な農業県として、全国トップクラスの大区画水田整備率や園芸栽培に適した気候・立地条件を生かし、スマート農業による労働生産性の高い水田農業や畜産経営を展開するとともに、食品産業と連携しながら園芸の生産を拡大します。

これにより、みやぎの農業を地域経済を支える産業として発展させます。

- 水田農業や園芸、畜産の労働生産性を高めます。また、食品産業との連携を強化しながら、園芸作物の生産拡大を図ることにより収益性の高い農業を拡大します。
 - ・スマート農業により労働生産性を高めます。また、農地の大区画化及び汎用化を進め、担い手への農地集積・集約化を図ることで、農業生産の効率化や収益性の向上を図ります。
 - ・先進的な施設園芸や大規模露地園芸を行う経営体の育成や、企業等の農業参入を支援します。これにより、園芸の生産拠点を作り、計画的かつ安定的な生産を進めることで、食品産業と連携したバリューチェーンの構築を図ります。
- 多様性に満ちた農業経営体の経営の安定化と発展を図ります。また、円滑な経営継承を図り、地域農業を持続的に発展させます。
 - ・大規模な法人だけでなく、意欲ある中小の家族経営体も含めた様々な経営規模の優れた経営感覚を持つ農業経営者を育成することで、地域の農業の中心となる経営体を確保します。
 - ・雇用就農希望者や定年帰農者をはじめ、障がい者や外国人材、さらには副業者など多様な人材の農業現場での活躍を支えます。
- 環境との調和に配慮した持続可能な農業を推進します。
 - ・農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産を確保するため、環境への負荷を低減する生産の取組を支援し、持続可能な農業の重要性に対する消費者の理解促進を図ります。

※2 その他関連施策（主なもの）

- ・みやぎ農業農村整備基本計画
- ・地域計画（各市町村作成）
- ・宮城県農業振興地域整備基本方針
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ・みやぎ森と緑の県民条例基本計画
- ・宮城県特用林産振興基本計画

2 基本方針

作物名	内 容
水稲（主食用米、加工用米、新規需要米）・麦類・大豆・子実用とうもろこし・種子（稲・麦類・大豆）	<p>【水稲】 共同育苗施設や乾燥調製施設、物流合理化施設等の共同利用施設の増強や整備を図るとともに、直播機械・収穫用機械・乗用管理用機械・ほ場均平用作業機・乾燥・調製用機械等の導入や効率利用を図り、省力・低コスト稲作等を推進する。また、実需者ニーズを捉えた品種の導入等による収益の向上や晩期栽培の推進と適正な栽植密度、肥培管理、水管理、土壌診断に基づいた土づくり肥料、耕畜連携による土づくりなどによる品質向上と安定生産を図るものとする。</p> <p>【麦類】 乾燥調製施設等の共同利用施設の増強や整備を図るとともに、砕土機・均平用作業機・播種機・収穫用機械・乗用管理用機械・乾燥・調製用機械等の導入や効率利用を図り、省力・低コスト麦作を推進する。併せて、適期播種や適期刈取を徹底するため地域の輪作体系を考慮した作付計画の策定、地力を維持するための有機物施用などの土づくりや適期防除、排水対策の徹底などによる品質・収量の向上と安定生産を図るものとする。</p> <p>【大豆】 乾燥調製施設や物流合理化施設等の共同利用施設の増強や整備を図るとともに、砕土機・均平用作業機・播種機・収穫用機械・乗用管理用機械・乾燥・調製用機械等の導入や効率利用を図り、省力・低コスト大豆作を推進する。併せて、適期播種や適期刈取を徹底するため地域の輪作体系を考慮した作付計画の策定、地力を維持するための有機物施用などの土づくりや適期防除、排水対策の徹底などによる品質・収量の向上と安定生産を図るものとする。</p> <p>【子実用とうもろこし】 砕土機・均平用作業機・播種機・収穫用機械・乗用管理用機械・乾燥・調製用機械等の導入や効率利用を図り、省力・低コスト栽培を推進する。併せて、適期播種や適期刈取を徹底するため地域の輪作体系を考慮した作付計画の策定、地力を維持するための有機物施用などの土づくりや適期防除、排水対策の徹底などによる品質・収量の向上と安定生産を図るものとする。</p> <p>【種子】 種子生産関連施設等の共同利用施設の増強や整備を図るとともに、土地利用型作物種子（水稲・麦類・大豆）の生産において、田植機</p>

(麦類・大豆においては播種機)・乗用管理用機械・収穫用機械・乾燥・調製用機械等の導入や効率利用を図ることにより、省力・低コスト種子生産や新規種子生産者の参入を推進し、持続的な種子生産体制の構築を図るものとする。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・既存品種から極良食味米品種「だて正夢」や玄米食向け品種「金のいぶき」、その他新品種への転換による有利販売の推進
 - ・消費者・実需者ニーズを捉えた高価格帯の地域ブランド米等の導入と生産拡大による産地の形成を推進 他

- 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減
 - ・集落営農組織への土地利用集積やコントラクターによる作業受託の推進
 - ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進
 - ・穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化を推進 他

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較

集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のみの計画の場合はそれぞれの施設運営コストで比較することも可能

- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・食品・中食・外食事業者の新商品等への原料用米・麦類・大豆の提供 他
- 農産物輸出の取組について
 - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の食品・中食・外食事業者の新商品等への原料用米・麦類・大豆の提供 他
 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の食品・中食・外食事業者の新商品等への原料用米・麦類・大豆の提供 他
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・集落営農組織への土地利用集積やコントラクターによる作業受託の推進による生産性向上
 - ・中心的経営体の機械作業の集約化による生産性の向上
 - ・穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化による集出荷調製作業時間の削減 他
- 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・農業生産を支援するサービスの活用による生産性の向上 他
- 種子(稲、麦類(小麦、大豆麦及び裸麦)及び豆類大豆)の生産の取組に限り、以下の成果目標を設定できるものとする。
 - ① 種子の合格率を3ポイント以上向上

	<p>② 10aあたりの労働時間を10%以上削減</p> <p>③ 新規種子生産者を1戸以上増加 なお、種子生産面積が35a以上の取組主体については、新規種子生産者を2戸以上増加</p> <p>④ 高温耐性品種・多収品種・米粉専用品種の種子の生産面積について a 新規に作付けを行う場合は、0.5a以上で実施 b 前年に作付けの実績がある場合は、0.5ha以上拡大又は5%以上拡大のどちらか拡大面積が大きい目標を選択</p> <p>⑤ 基幹作業（播種・田植、収穫等）の外部化又は共同化の割合を10ポイント以上増加</p> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができるものとする。</p>
<p>野菜（いも類及び山菜を含む）品目については欄外※3（山菜については欄外※4）参照</p>	<p>【施設野菜】 集出荷施設や選果設備などの共同利用施設の増強・整備や施設園芸の被覆の多層化・高効率暖房機及びヒートポンプ式冷暖房装置などの導入によるコスト低減を図るとともに、主要施設野菜の高度環境制御技術、高収益型生産システムなど先進技術の普及による生産力と品質の向上を図る。</p> <p>【土地利用型露地野菜】 水田農業から土地利用型大規模露地野菜生産への誘導や指導體制を強化し、共同利用施設等の整備を支援するとともに、最新技術や機械化一貫体系の導入・作付け拡大によるスケールメリットを活かした低コスト・省力化や実需者ニーズにあった加工・業務用野菜生産の推進による収益性の確保を図る。</p> <p>【山菜類】 施設化・機械化等による低コスト安定供給体制を整備し、生産物の品質や生産効率の向上を図るとともに、実需者ニーズにあった処理加工品生産の推進による収益性の確保を図る。</p> <p>○ 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進 ・機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進 ・パイプハウスや低コスト耐候性ハウス、高度環境制御装置の導入により収益性の高い施設園芸産地の形成を推進 ・調製作業等の共同利用施設の整備による品質の高位平準化による産地のブランド化を推進 ・一次・二次加工処理施設等の整備による新たなニーズを捉えた販路拡大を推進 他 <p>○ 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系の導入による労働時間の短縮等生産コストの削減

	<ul style="list-style-type: none"> ・集出荷・加工施設の整備等による集出荷・加工コストの削減 他 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のみの方の場合はそれぞれの施設運営コストで比較することも可能 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・食品事業者の新商品等への加工・業務用野菜の提供 他 ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の小売店への販売用野菜の提供 ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用野菜の提供 他 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の小売店への販売用野菜の提供 ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用野菜の提供 他 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系の導入による労働時間の短縮等による生産性向上 ・集出荷・加工施設の整備等による集出荷・加工に係る労働時間の削減等による生産性向上 他 ○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産を支援するサービスの活用による生産性の向上 他 ○ ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機及び循環扇等の省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃料使用量の15%以上の低減 <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができるものとする。</p> <p>なお、野菜において定植後に養成期間を要する永年性の品目については、収穫までに要する期間等の品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。</p>
<p>果樹 品目について</p>	<p>病虫害防除間隔や散布液量といった基本的栽培技術の励行による収量向上や果実品質の維持を図る。また、雨よけ施設の導入等により収益の向上を図るとともに、農業施設・機械の共同利用による効率利用や高性能機械の導入による作業の効率化を図り、コスト低減・省</p>

は欄外※3参照

力化を推進する。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進
 - ・生産量の増大や品質向上を図るための資材を導入し、産地の形成を推進
 - ・加工品開発等新たな販路拡大による産地の形成を推進 他
 - 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減
 - ・スピードスプレーヤーや加工機械等の導入による労働時間の削減等による生産コストの削減
 - ・集出荷・加工施設の整備等による集出荷・加工コストの削減 他
- 【コスト削減効果の比較の考え方】
- 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較
- 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のみの計画の場合はそれぞれの施設運営コストで比較することも可能
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・食品事業者の新商品等への加工用果実の提供 他
 - 農産物輸出の取組について
 - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の小売店への販売用果樹の提供
 - ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用果樹の提供 他
 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の小売店への販売用果樹の提供
 - ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用果樹の提供 他
 - 労働生産性の10%以上の向上
 - ・スピードスプレーヤーや加工機械等の導入による労働時間の削減等による生産性向上
 - ・集出荷・加工施設の整備等による集出荷・加工に係る労働時間の削減等による生産性向上 他
 - 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・農業生産を支援するサービスの活用による生産性の向上 他

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあつては、

	<p>上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができるものとする。</p> <p>なお、新植や改植を伴う取組にあつては農業機械や生産資材の導入による規模拡大や収益の向上を図り、植栽から収穫開始（結果樹齢）に達するまでに一定期間を要することから、目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内において設定できることとする。</p>
<p>花き 品目については欄外※3参照</p>	<p>夏期の高温対策技術やLED電照栽培による開花調整技術など、安定生産技術の確立・普及を推進するとともに、IPMに基づく効率的な病虫害防除技術を導入、同一品目の周年生産体系や複数品目の栽培による輪作体系の導入を図り生産性・収益性の向上を図る。また、資材や施肥管理の改善及び白熱灯代替光源等省エネルギー型栽培技術の導入支援、きく類における無側枝性品種の導入、養液土耕、選花結束機などの機械装備の導入によって、コスト低減化・省力化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進 ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入により収益性の高い施設園芸産地の形成を推進 他 ○ 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷調製施設による労働時間の削減等による生産コストの削減 他 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較</p> <p>集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のみの計画の場合はそれぞれの施設運営コストで比較することも可能</p> ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・大手流通販売事業者等との契約生産 他 ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の流通販売事業者との契約生産 他 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の流通販売事業者との契約生産 他 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷調製施設による労働時間の削減等による生産性の向上 他 ○ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産を支援するサービスの活用による生産性の向上 他 ○ ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機及び循環扇等の省エネ機器の導入面積を産地の50%以

	<p>上に拡大又は燃料使用量の15%以上の低減</p> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあつては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができるものとする。</p>
<p>そば・なたね、きのこ (きのこの品目については欄外※4参照)</p>	<p>【そば・なたね】</p> <p>団地化等や収穫用機械など共同利用機械・施設の導入により生産費の低コスト化を推進するとともに、定温貯蔵施設の整備による収益性の向上を推進する。明渠、弾丸暗渠といった排水対策の確実な実施、播種後の土壌処理、中耕培土等雑草対策の徹底などによる品質・収量の向上と安定生産を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進 ・業務・加工用原材料生産と一次加工処理施設等新たな販路拡大による産地の形成を推進 他 ○ 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系の導入による労働時間の削減等による生産コストの削減 他 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のみの計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・食品事業者の新商品等への加工用そば・なたね等の提供 他 ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の食品事業者の新商品等への加工用そば・なたね等の提供 他 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の食品事業者の新商品等への加工用そば・なたね等の提供 他 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系の導入による労働時間の削減等による生産性の向上 他 ○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・農業生産を支援するサービスの活用による生産性の向上 他

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあつては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができるものとする。

【きのこ】

最先端の栽培技術や栽培施設を導入し、生産力の向上を図るとともに、作業工程の機械化や省力化を支援し、生産規模の拡大や効率化を図る。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進
 - ・加工品開発等新たな販路拡大による産地の形成を推進
- 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減
 - ・移動棚の導入による省力化や作業工程の機械化による生産コストの削減
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・食品事業者の新商品等への加工・業務用林産物の提供 他
- 農産物輸出の取組について
 - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の小売店への販売用特用林産物の提供
 - ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用特用林産物の提供 他
 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の小売店への販売用特用林産物の提供
 - ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用特用林産物の提供 他
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・移動棚の導入による省力化や作業工程の機械化による労働時間の削減等による生産性の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・農業生産を支援するサービスの活用による生産性の向上 他

	ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができるものとする。
--	---

※3 みやぎ園芸特産振興戦略プランに定める県振興品目とする。なお、県振興品目は、最重点振興品目、重点振興品目、地域振興品目に分けられ、地域振興品目の対象地域は、同プランに定める各圏域に限定する。ただし、特用林産物は別途※4 宮城県特用林産振興基本計画に定める品目とする。

・野菜：最重点振興品目：いちご

重点振興品目：ばれいしょ、たまねぎ、さつまいも、きゅうり、トマト、ほうれんそう、パプリカ、ねぎ類、キャベツ、えだまめ、レタス、せり、ブロッコリー

地域振興品目：そらまめ、スイートコーン、さやいんげん、つるむらさき、だいこん、にんじん、さといも、きくいも、えごま、じねんじょ、アスパラガス、しゅんぎく、こまつな、ゆきな、チンゲンサイ、ピーマン類、はくさい、メロン、ズッキーニ、かぼちゃ、ごぼう、しそ、なす、みずな、にら、モロヘイヤ、水耕野菜、れんこん、スナッフエンドウ、なばな類、オクラ、にんにく

・花き：重点振興品目：輪ぎく、スプレーぎく、鉢もの類・花壇用苗もの類

地域振興品目：小ぎく、トルコギキョウ、カーネーション、ばら、ストック、宿根かすみそう、ガーベラ、枝もの類

・果樹：重点振興品目：日本なし、りんご、ぶどう

地域振興品目：小果樹類、もも、うめ、かき、いちじく、西洋なし、柑橘類、ブルーベリー、オリーブ

※4 宮城県特用林産振興基本計画に振興方針を定めるきのこ及び山菜とする。

・きのこ：しいたけ、なめこ、えのきたけ、まいたけ、ぶなしめじ、はたけしめじ、きくらげ

・山菜：たけのこ、わさび、たらめ、その他山菜（ふき、こしあぶら、ぜんまい、わらび）

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県関係部局（関係課、地方振興事務所・地域事務所、農業改良普及センター等）及び宮城県農業再生協議会、地域農業再生協議会、市町村が連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 県における産地パワーアップ計画の審査の方針・体制

関係課が作目毎に分担し、当該計画が本実施方針に沿った内容であり、事業の実行性や成果が期待できる計画となっているか留意するものとする。

また、県は産地パワーアップ計画の優先順位を審査会により決定するものとする。

(3) 地域農業再生協議会における産地パワーアップ計画の作成及び取組主体事業計画の審査の方針・体制

産地パワーアップ計画の取組内容を円滑に実施する観点から、地域農業再生協議会の構成員等による審査体制を構築するものとする。産地パワーアップ計画の作成及び取組主体事業計画の審査に当たっては次の点に留意すること。

①産地パワーアップ計画の作成

各地域農業再生協議会の構成員である市町村及び農業協同組合等関係機関・団体、県（地方振興事務所・地域事務所、農業改良普及センター等）において、当該計画が本実施方針に沿った内容であり、事業の実効性や成果が期待できる計画となっているか留意の上、作成するものとする。

②取組主体事業計画の審査

各地域農業再生協議会において、当該計画が実施地区の産地パワーアップ計画に沿った内容であり、事業の実効性や成果が期待できる計画となっているか審査するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
水稲（主食用米、加工用米、新規需要米）・麦類・大豆・子実用とうもろこし・種子（稲・麦類・大豆）	○ 取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号通知。以下「国要綱」という）別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。
野菜（いも類、山菜類含む）	○ 補助対象施設 国要綱の別表2のIIのメニュー欄及び国要綱別記2の要件等を満たす施設を助成対象とする。
果樹	
花き	
そば・なたね、きのこ	

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稲（主食用米、加工用米、新規需要米）・麦類・大豆・子実用とうもろこし・種子（稲・麦類・大豆）	○ 取組要件 国要綱の別記2の要件を満たす取組を事業対象とする。
野菜（いも類、山菜類含む）	○ 補助対象機械及び資材等 補助対象とする機械・資材等は農業生産・経営に特化した機械であって本事業の成果目標の達成に真に必要な機械・資材等とし、その内容は別紙1のとおりとする。 農業機械の導入及びリース導入に当たっては、国要綱の別紙1のIの1の（5）に留意するものとし、かつ、導入機械の規模決定においては、機械の能力と実施面積等から適正な規模を検討することとする。
果樹	
花き	
そば・なたね、きのこ	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稻（主食用米、加工用米、新規需要米）・麦類・大豆・子実用とうもろこし・種子（稲・麦類・大豆）	○ 取組要件 国要綱の別記2の要件を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。
野菜（いも類、山菜類含む）	
果樹	○ 補助対象機械 技術実証において補助対象とする機械・資材は農業生産・経営に特化した機械であって本事業の成果目標の達成に真に必要な機械とする。
花き	
そば・なたね、きのこ	

(2) 整備事業

国要綱に基づき実施するものとする。

(3) 高収益作物について

高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物とする。ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であることについて知事の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

メニュー	確認方法
(1) 基金事業 ① 整備事業	①計画申請時 概算設計書・見積書等事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、その他事業の実効性確認に必要な書類（※） ②実績報告時（請求時） 出来高設計書 財産管理台帳など
② 生産支援事業	①計画申請時 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画の写し、能力・台数などの算定根拠、費用対効果分析（農業機械導入の場合）、見積書、カタログ、その他事業の実効性確認に必要な書類（※） ②実績報告時（請求時） 機械・資材の導入の場合：入札（見積合わせ）関係書類、請求書又は納品書、機械導入の場合は動産総合保険証書等

	<p>の写しなど 機械のリース導入の場合：リース導入に係る入札（見積合わせ）関係書類、リース契約書、借受証、納品書 など</p>
③ 効果増進事業	<p>1 導入実証支援 ①計画策定費：単価設定の根拠資料等 ②機械の導入による技術実証 ア 計画申請時 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画の写し、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、その他事業の実効性確認に必要な書類（※） イ 実績報告時（請求時） リース導入に係る入札（見積合わせ）関係書類、リース契約書、借受証、納品書 など</p> <p>2 伴走支援 単価設定の根拠資料等</p>
(2) 整備事業	<p>①計画申請時 概算設計書・見積書等事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、その他事業の実効性確認に必要な書類（※） ②実績報告時（請求時） 出来高設計書 財産管理台帳など</p>

※事業実施予定地、配置図、立面図、平面図、導入機械カタログ、組織定款、法人登記簿、総会等の議事録、資金調達計画、販売計画（販売先、単価、量）、収支計画、直近3カ年の財務諸表（決算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）など

6 取組主体助成金の交付方法

産地パワーアップ計画の作成主体が地域農業再生協議会であること、また補助金交付事務の適切な事務処理や円滑な事業の実施を確保する観点から、原則として地域農業再生協議会を経由して交付するものとする。

助成金の交付手続きについては「宮城県産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）実施要領（以下、県実施要領という。）」及び「宮城県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（以下、県交付要綱という。）」によるものとし、地域農業再生協議会及び取組主体は、助成金の交付事務に関する書類について助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業実施に当たって留意すべき事項は国要綱及び県交付要綱、県実施要領に定めるとおりとするが、特に、以下の事項について十分留意すること。

(1) 契約に当たっての条件

- ①整備事業：原則、一般競争入札により実施すること。一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合にあつては、その理由、選定方法等を宮城県知事に報告し、指名競争入札に付するものとする。
- ②生産支援事業：一般競争入札もしくは複数の業者（原則3社以上）から見積りを提出させることにより実施すること。
- ③効果増進事業：農業機械の実証等機械を導入するに当たっては一般競争入札もしくは複数の業者（原則3社）から見積りを提出させることにより実施すること。

(2) 助成金の返納

事業目的の達成が困難となった場合には、助成金の返納を求める場合がある。

(3) 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

消費税の課税対象者は、助成金交付額の算定に当たっては消費税等相当額を除くこと。仮に助成金交付額算定の根拠となる事業費に消費税が含まれている場合には、返納することになる。

(4) 財産の管理等

財産管理台帳を整備していること。

(5) 財産処分の制限

耐用年数以内の処分には手続きが必要である。所定の手続きを経ずに処分した場合には、補助金の返還を求められる場合がある。

処分とは、助成金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保することをいう。

(6) 取組主体事業計画の評価

目標年度の翌年度に評価すること。目標年度とは事業実施年度の翌々年度のこと。

ただし、果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組については、事業実施年度から10年後とする。

果樹の改植に係る栽培管理の取組については、事業実施年度から5年後とする。

【参考】

事業実施年度	作物全般		果樹の改植及び果樹の植栽を伴う 生産資材の導入の取組		果樹の改植に係る栽培管理の 取組	
	目標年度	評価年度	目標年度	評価年度	目標年度	評価年度
令和8年度	令和10年度	令和11年度	令和18年度	令和19年度	令和13年度	令和14年度
令和9年度	令和11年度	令和12年度	令和19年度	令和20年度	令和14年度	令和15年度
令和10年度	令和12年度	令和13年度	令和20年度	令和21年度	令和15年度	令和16年度
令和11年度	令和13年度	令和14年度	令和21年度	令和22年度	令和16年度	令和17年度
令和12年度	令和14年度	令和15年度	令和22年度	令和23年度	令和17年度	令和18年度

8 その他

(1) 産地パワーアップ計画を作成する上での留意事項

各地域農業再生協議会が産地パワーアップ計画を作成する場合には、当該計画が関係する市町村に計画への意見を求めるなど、市町村との連携・政策の整合性が図られるよう配慮すること。

策定 令和5年8月24日
変更 令和6年7月 2日
変更 令和7年5月13日
変更 令和8年5月 8日

都道府県名 宮 城 県

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、農業用ハウスや樹園地等の既存の生産基盤の活用を推進する取組を支援することで、産地の生産体制を一層強化し、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に定める本県農業の将来の姿（※1）を実現する。

なお、支援に当たっては「新・宮城の将来ビジョン」、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」及び関連計画、その他関連施策（※2）との整合を図るものとする。

※1 みやぎ食と農の県民条例基本計画 第2章基本計画で目指す将来の姿のうち「農業の将来像」

食料の安定供給に向け、我が国の主要な農業県として、全国トップクラスの大区画水田整備率や園芸栽培に適した気候・立地条件を生かし、スマート農業による労働生産性の高い水田農業や畜産経営を展開するとともに、食品産業と連携しながら園芸の生産を拡大します。

これにより、みやぎの農業を地域経済を支える産業として発展させます。

- 水田農業や園芸、畜産の労働生産性を高めます。また、食品産業との連携を強化しながら、園芸作物の生産拡大を図ることにより収益性の高い農業を拡大します。
 - ・スマート農業により労働生産性を高めます。また、農地の大区画化及び汎用化を進め、担い手への農地集積・集約化を図ることで、農業生産の効率化や収益性の向上を図ります。
 - ・先進的な施設園芸や大規模露地園芸を行う経営体の育成や、企業等の農業参入を支援します。これにより、園芸の生産拠点を作り、計画的かつ安定的な生産を進めることで、食品産業と連携したバリューチェーンの構築を図ります。
- 多様性に満ちた農業経営体の経営の安定化と発展を図ります。また、円滑な経営継承を図り、地域農業を持続的に発展させます。
 - ・大規模な法人だけでなく、意欲ある中小の家族経営体も含めた様々な経営規模の優れた経営感覚を持つ農業経営者を育成することで、地域の農業の中心となる経営体を確保します。
 - ・雇用就農希望者や定年帰農者をはじめ、障がい者や外国人材、さらには副業者など多様な人材の農業現場での活躍を支えます。
- 環境との調和に配慮した持続可能な農業を推進します。
 - ・農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産を確保するため、環境への負荷を低減する生産の取組を支援し、持続可能な農業の重要性に対する消費者の理解促進を図ります。

※2 その他関連施策（主なもの）

- ・みやぎ農業農村整備基本計画
- ・地域計画（各市町村作成）
- ・宮城県農業振興地域整備基本方針
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ・みやぎ森と緑の県民条例基本計画
- ・宮城県特用林産振興基本計画

2 基本方針

作物名	内 容
水稲（主食用米、加工用米、新規需要米）・麦類・大豆・子実用とうもろこし・種子（稲・麦類・大豆）	<p>中小・家族経営が保有する農業機械の再整備・長寿命化等により新規就農者や担い手への円滑な事業継承を推進し、産地の生産基盤の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備の再整備・改修により生産機能の継承を推進 ・生産技術の継承・普及のため、栽培管理・労務管理技術の実証 等 ○ 各取組主体においては、産地の目標達成のため以下の取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ・生産コストの低減 ・国要綱に掲げる重点品目の生産開始又は販売額の増加 ・労働生産性の向上 ・契約販売率の増加
野菜（いも類及び山菜を含む）・花き 品目については欄外※3（山菜については欄外※4）参照	<p>中小・家族経営が保有する園芸施設や機械の再整備・長寿命化等により新規就農者や担い手への円滑な事業継承を推進し、産地の生産基盤の強化を図り、生産体制を一層強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> ・栽培施設や機械設備の再整備・改修により生産機能の継承を推進 ・生産技術の継承・普及のため、栽培管理・労務管理技術の実証 等 ○ 各取組主体においては、産地の目標達成のため以下の取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ・生産コストの低減 ・国要綱に掲げる重点品目の生産開始又は販売額の増加 ・労働生産性の向上 ・契約販売率の増加

<p>果樹 品目については欄外※3参照</p>	<p>中小・家族経営が保有する園芸施設、機械及び園地の再整備・長寿命化等により新規就農者や担い手への円滑な事業継承を推進し、産地の生産基盤の強化を図り、生産体制を一層強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> ・栽培施設や機械設備の再整備・改修により生産機能の継承を推進 ・生産技術の継承・普及のため、栽培管理・労務管理技術の実証 等 ○ 各取組主体においては、産地の目標達成のため以下の取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ・生産コストの低減 ・国要綱に掲げる重点品目の生産開始又は販売額の増加 ・労働生産性の向上 ・契約販売率の増加
<p>そば・なたね、きのこ (きのこの品目については欄外※4参照)</p>	<p>中小・家族経営が保有する農業機械の再整備・長寿命化等により新規就農者や担い手への円滑な事業継承を推進し、産地の生産基盤の強化を図り、生産体制を一層強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備の再整備・改修により生産機能の継承を推進 ・生産技術の継承・普及のため、栽培管理・労務管理技術の実証 等 ○ 各取組主体においては、産地の目標達成のため以下の取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ・生産コストの低減 ・国要綱に掲げる重点品目の生産開始又は販売額の増加 ・労働生産性の向上 ・契約販売率の増加

※3 みやぎ園芸特産振興戦略プランに定める県振興品目とする。なお、県振興品目は、最重点振興品目、重点振興品目、地域振興品目に分けられ、地域振興品目の対象地域は、同プランに定める各圏域に限定する。ただし、特用林産物は別途※4 宮城県特用林産振興基本計画に定める品目とする。

- ・野菜：最重点振興品目：いちご

重点振興品目：ばれいしょ、たまねぎ、さつまいも、きゅうり、トマト、ほうれんそう、パプリカ、ねぎ類、キャベツ、えだまめ、レタス、せり、ブロッコリー

地域振興品目：そらまめ、スイートコーン、さやいんげん、つるむらさき、だいこん、にんじん、さといも、きくいも、えごま、じねんじょ、アスパラガス、しゅんぎく、こまつな、ゆきな、チンゲンサイ、ピーマン類、はくさい、メロン、ズッキーニ、かぼちゃ、ごぼう、しそ、なす、みずな、にら、モロヘイヤ、水耕野菜、れんこん、スナップエンドウ、なばな類、オクラ、にんにく

・花き：重点振興品目：輪ぎく、スプレーぎく、鉢もの類・花壇用苗もの類

地域振興品目：小ぎく、トルコギキョウ、カーネーション、ばら、ストック、宿根かすみそう、ガーベラ、枝もの類

・果樹：重点振興品目：日本なし、りんご、ぶどう

地域振興品目：小果樹類、もも、うめ、かき、いちじく、西洋なし、柑橘類、ブルーベリー、オリーブ

※4 宮城県特用林産振興基本計画に振興方針を定めるきのこ及び山菜とする。

・きのこ：しいたけ、なめこ、えのきたけ、まいたけ、ぶなしめじ、はたけしめじ、きくらげ

・山菜：たけのこ、わさび、たらめ、その他山菜（ふき、こしあぶら、ぜんまい、わらび）

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県関係部局（関係課、地方振興事務所・地域事務所、農業改良普及センター等）及び宮城県農業再生協議会、地域農業再生協議会、市町村が連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 県における産地パワーアップ計画の審査の方針・体制

関係課が作目毎に分担し、当該計画が本実施方針に沿った内容であり、事業の実行性や成果が期待できる計画となっているか留意するものとする。

また、県は産地パワーアップ計画の優先順位を審査会により決定するものとする。

(3) 地域農業再生協議会における産地パワーアップ計画の作成及び取組主体事業計画の審査の方針・体制

産地パワーアップ計画の取組内容を円滑に実施する観点から、地域農業再生協議会の構成員等による審査体制を構築するものとする。産地パワーアップ計画の作成及び取組主体事業計画の審査に当たっては次の点に留意すること。

①産地パワーアップ計画の作成

各地域農業再生協議会の構成員である市町村及び農業協同組合等関係機関・団体、県（地方振興事務所・地域事務所、農業改良普及センター等）において、当該計画が本実施方針に沿った内容であり、事業の実効性や成果が期待できる計画となっているか留意の上、作成するものとする。

②取組主体事業計画の審査

各地域農業再生協議会において、当該計画が実施地区の産地パワーアップ計画に沿った内容であり、事業の実効性や成果が期待できる計画となっているか審査するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
野菜（いも類、山菜類含む）	<input type="radio"/> 取組要件 国要綱の別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 <input type="radio"/> 補助対象設備及び資材 国要綱の別紙2に定めるとおりとする。
果樹	
花き	

② 果樹園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹	<input type="radio"/> 取組要件 国要綱の別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 <input type="radio"/> 補助対象 国要綱の別紙2に定めるとおりとする。 <input type="radio"/> 果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種 別紙2に定めるとおりとする。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
水稲（主食用米、加工用米、新規需要米）・麦類・大豆・子実用とうもろこし・種子	<input type="radio"/> 取組要件 国要綱の別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。

(稲・麦類・大豆)	○補助対象設備及び資材 国要綱の別紙2に定めるとおりとする。
野菜 (いも類、山菜類含む)	
果樹	
花き	
そば・なたね、きのこ	

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻 (主食用米、加工用米、新規需要米)・麦類・大豆・子実用とうもろこし・種子 (稲・麦類・大豆)	○取組要件 国要綱の別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。
野菜 (いも類、山菜類含む)	○補助対象 国要綱の別紙2に定めるとおりとする。
果樹	○果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種 別紙2に定めるとおりとする。
花き	
そば・なたね、きのこ	

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻 (主食用米、加工用米、新規需要米)・麦類・大豆・子実用とうもろこし・種子 (稲・麦類・大豆)	○取組要件 国要綱の別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。
野菜 (いも類、山菜類含む)	○補助対象 国要綱の別紙2に定めるとおりとする。
果樹	○果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種 別紙2に定めるとおりとする。
花き	
そば・なたね、きのこ	

(2) 整備事業

国要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

メニュー	確認方法
(1) 基金事業	<p>① 計画申請時 申請者の規約、見積書等事業費の積算根拠となる資料、導入する機械等の規模算定根拠、費用対効果分析（農業機械導入の場合）、能力・台数などの算定根拠、生産装置の継承・強化に向けた取組の計画書、その他事業の実効性確認に必要な書類（※）</p> <p>② 実績報告時（請求時） 機械・資材の導入の場合：入札（見積合わせ）関係書類、請求書又は納品書、領収書、機械導入の場合は動産総合保険証書等の写しなど 機械のリース導入の場合：リース導入に係る入札（見積合わせ）関係書類、リース契約書、借受証、納品書 など</p>
(2) 整備事業	<p>①計画申請時 概算設計書・見積書等事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、その他事業の実効性確認に必要な書類（※）</p> <p>②実績報告時（請求時） 出来高設計書 財産管理台帳など</p>

※事業実施予定地、配置図、立面図、平面図、導入機械カタログ、組織定款、法人登記簿、総会等の議事録、資金調達計画、販売計画（販売先、単価、量）、収支計画など

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

県は産地パワーアップ計画の優先順位を審査会により決定するものとする。

7 取組主体助成金の交付方法

産地パワーアップ計画の作成主体が地域農業再生協議会であること、また補助金交付事務の適切な事務処理や円滑な事業の実施を確保する観点から、原則として地域農業再生協議会を経由して交付するものとする。

助成金の交付手続きについては県実施要領及び県交付要綱によるものとし、地域農業再生協議会及び取組主体は、助成金の交付事務に関する書類について助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業実施に当たって留意すべき事項は、国要綱、県交付要綱及び県実施要領に定めるとおりとするが、特に、以下の事項について十分留意すること。

(1) 契約に当たっての条件

①整備事業：原則、一般競争入札により実施すること。一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合にあつては、その理由、選定方法等を宮城県知事に報告し、指名競争入札に付するものとする。

②基金事業：一般競争入札もしくは複数の業者（原則3社以上）から見積りを提出させることにより実施すること。

(2) 助成金の返納

事業目的の達成が困難となった場合には、助成金の返納を求める場合がある。

(3) 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

消費税の課税対象者は、助成金交付額の算定に当たっては消費税等相当額を除くこと。仮に助成金交付額算定の根拠となる事業費に消費税が含まれている場合には、返納することになる。

(4) 財産の管理等

財産管理台帳を整備していること。

(5) 財産処分の制限

耐用年数以内の処分には手続きが必要である。所定の手続きを経ずに処分した場合には、補助金の返還を求める場合がある。

処分とは、助成金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保することをいう。

(6) 取組主体事業計画の評価

目標年度の翌年度に評価すること。目標年度とは事業実施年度の翌々年度のこと。

ただし、果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組については、事業実施年度から10年後とする。

果樹の改植に係る栽培管理の取組については、事業実施年度から5年後とする。

9 その他

策定 令和5年8月24日
変更 令和6年7月 2日
変更 令和7年5月13日
変更 令和8年5月 8日

都道府県名 宮 城 県

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図る。

2 基本方針

本県では栽培技術指針等に基づき土づくりを実施しているが、堆肥等の有機物や土づくり肥料の施用は、地域差はあるが減少傾向である。このため、関係機関が一体となって堆肥等の実証的な施用を実施することで土づくりを推進し、本県の農業生産の安定化を図る。

3 本事業の推進・指導方針・体制

1 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県関係部局（関係課、地方振興事務所・地域事務所、農業改良普及センター等）及び地域農業再生協議会等、市町村が連携し、推進・指導に当たるものとする。

2 県における産地パワーアップ計画の審査の方針・体制

当該計画が本実施方針に沿った内容であり、事業の実行性や成果が期待できる計画となっているか留意するものとする。
また、県は産地パワーアップ計画の優先順位を審査会により決定するものとする。

3 地域農業再生協議会等における産地パワーアップ計画の作成及び取組主体事業計画の審査の方針・体制

産地パワーアップ計画の取組内容を円滑に実施する観点から、地域農業再生協議会等の構成員等による審査体制を構築するものとする。産地パワーアップ計画の作成及び取組主体事業計画の審査に当たっては次の点に留意すること。

① 産地パワーアップ計画の作成

当該計画が本実施方針に沿った内容であり、事業の実効性や成果が期待できる計画となっているか留意の上、作成するものとする。

② 取組主体事業計画の審査

当該計画が実施地区の産地パワーアップ計画に沿った内容であり、事業の実効性や成果が期待できる計画となっているか審査するものとする。

4 取組要件

国要綱別記2に定める要件等を満たす以下の取組を対象とする。

1 土づくりの対象とする地域、作物の選定方針

「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に定める本県農業の姿を実現するため、堆肥等による継続的な土づくりの取組の推進は、県内のすべての地域で重要であることから、対象とする地域は県内すべての地域とし、作物の品目は、米（主食用米、加工用米、新規需要米等）、麦類、大豆、子実用とうもろこし、野菜（いも類及び山菜を含む）、果樹、花き、そば、なたねとする。

2 活用する堆肥の種類と地域や作物毎の標準的施用量又は施用量の設定方針

対象とする堆肥、土壌改良資材、緑肥及びバイオ炭は、国要綱別記2の要件を満たすものとし、その施用量や施用方法については、「宮城の稲作指導指針」等をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとする。また、緑肥の施用量は、種苗会社のカタログ等に記載されている標準播種量を踏まえて設定するものとする。

3 堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定方針

堆肥等を用いた土づくりを行っていないほ場を対象とするが、すでに堆肥等を施用していても、土壌分析等の結果から地力の低下が認められ、堆肥等の施用が地力の向上に有効と認められる場合には対象とすることができるものとする。

4 取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施

実証ほ場の選定と堆肥等の施用効果の確認ため、実証前後において、土壌分析を実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時

成果目標の算定根拠、見積書等事業費の算出根拠となる資料、実証を行うほ場の位置図、その他計画書の審査に必要な資料

2 実績報告時

土壌分析結果、土壌分析及び堆肥の購入等の各取組に係る発注書・納品書・領収書等支払い実績の根拠となる資料、実証を行ったほ場の位置図、その他審査に必要な資料

6 取組主体助成金の交付方法

補助金交付事務の適切な事務処理や円滑な事業の実施を確保する観点から、原則として、地域農業再生協議会を經由して取組主体に交付するものとする。助成金の交付手続きについては県実施要領及び県交付要綱によるものとし、地域農業再生協議会及び取組主体は、助成金の交付事務に関する書類について助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、堆肥等の実証的な土づくりの取組実施後も引き続き地域の堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大に努めるものとする。

8 その他

生産支援事業における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
水稲（種子を含む）	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 水稲直播機、均平作業機、栽培管理ビークル、無人ヘリコプター、農業用ドローン、田植機、コンバイン、トラクター、穀物遠赤外線乾燥機、調製機械・設備、処理加工機械・設備、その他稲作経営の効率化・合理化に必要な機械・設備</p>
麦類・大豆・子実用とうもろこし（麦類・大豆の種子を含む）	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター、均平作業機、トラクターアタッチメント（大豆 300A 技術等に係わる播種、中耕培土等）、大豆摘芯機、播種機、管理機、防除機、コンバイン、コンバインアタッチメント（子実用とうもろこし用）、専用乾燥機等の機械化一貫体系に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用粗穀充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、処理加工機械・設備、無人ヘリコプター、農業用ドローン、その他麦類・大豆・子実用とうもろこしの収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃等</p>
野菜（いも類、山菜類含む）	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター、トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機（脱莢機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、根葉切り機等）等の機械化一貫体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、環境制御機器、保温・暖房機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用粗穀充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー、ブロードキャスターの土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、かん水設備、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、農業用ドローン、無人ヘリコプター、その他野菜の収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 パイプハウス（栽培用、育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃</p>
果樹	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター、施肥機、防除機、管理用機械（乗用を含む）、トレンチャー、補助暗渠用粗穀充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、予冷库等の品質保持に必要な設備、環境制御機器、保温・暖房機等の周年栽培に必要な機械、熱水等土壌消毒機、かん水設備、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、農業用ドローン、無人ヘリコプター、その他果樹の収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 雨除けハウス・果樹棚導入の際の資材費、防風ネット、簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃</p>
花き	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター、トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機（結束機、下葉掻き機、選花機、フラワーバインダー等）等の機械化体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、環境制御機器、暖房機、電照設備、乾燥機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用粗穀充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、かん水設備、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、農業用ドローン、無人ヘリコプター、その他花きの収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 パイプハウス（栽培用、育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃</p>
そば・なたね	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター、レーザー式均平作業機、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機等の機械化一貫体系に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用粗穀充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、処理加工機械・設備、農業用ドローン、無人ヘリコプター、その他地域特産物そば・なたねの収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃等</p>
きのこ	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 植菌機、接種機、かくはん機、殺菌装置、菌掻機等の機械化体系に必要な機械、空調機、暖房機、かん水設備、電照設備等の周年栽培に必要な機械</p> <p>2 生産資材の導入等 パイプハウス資材、移動棚資材費等</p>

別紙 2

1 品種の選定理由

- ① 品目の中で概ね10%以上のシェアを占めており、国内において一定の需要が見込まれる品種
- ② 令和5年産特産果樹生産動態等調査(農林水産省)において、平成30年産(5年前)と比較し、栽培面積又は比率が増加しており、今後の需要拡大が見込まれる品種のうち上記①に該当しない品種
- ③ 本県「普及に移す技術」として県内に普及した品種であり、用途や品質で差別化されている品種のうち上記①、②に該当しない品種
- ④ 本県果樹振興計画記載の品種のうち、上記①～③に該当しない品種

上記①～④は、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められることから対象品種とする。

2 品目及び品種名

(1) りんご

品 種	選定理由
「ふじ」	①
「あおり16(恋空)」、「さんさ」、「あおり9(彩香)」、「おぜの紅」、「サワールージュ」、「秋映」、「シナノスイート」、「シナノゴールド」、「トキ」、「こうとく」、「もりのかがやき」、「あおり27(千雪)」、「ほおずり」、「昂林」、「ぐんま名月」、「あいかの香り」、「はるか」、「あおり15(星の金貨)」、「ジャンボ王林」、「姫の月(あまみつき)」	②
「錦秋」、「秋田紅あかり」、「あおり16」、「シナノドルチェ」、「秋陽」	③

(2) 日本なし

品 種	選定理由
「幸水」、「豊水」、「あきづき」、「新高」	①
「凜夏」、「南水」、「にっこり」、「新興」、「ゴールド二十世紀」、「秀玉」、「平塚16号(かほり、かおり)」	②
「はつまる」、「ほしあかり」、「甘太」、「なるみ」	③

(3) ブルーベリー

品 種	選定理由
「パウダーブルー」、「バルドウイン」、「ビックオースチン」、「ブライトウエル」 「サンライズ」、「ブルーゴールド」、「マグノリア」、「ミスティー」、「ケープフェアー」、「B、フローダブルー」、「サンシャインブルー」、「ベッキーブルー」	③
「アーリーブルー」、「ブルーレイ」、「ブルークロップ」、「ダロウ」、「スパルタン」	④

(4) もも

品 種	選定理由
「あかつき」、「川中島白桃」	①
「日川白鳳」、「まどか」、「黄金桃」	②
「つきあかり」、「玉うさぎ」	③

(5) うめ

品 種	選定理由
「白加賀」	①
「甲州最小」、「甲州小梅」、「七折小梅」、「信濃小梅」、「藤五郎」、「南高」、「城州白」	②

(6) かき

品 種	選定理由
「甲州百目（蜂屋、富士）」、「平核無」	①
「刀根早生」、「大核無」	②

(7) ぶどう

品 種	選定理由
「巨峰」、「シャインマスカット」、「藤稔」	①
「クイーンニーナ」、「ナガノパープル」、「ブラックビート」、「ピオーネ」、「瀬戸ジャイアンツ」	②
「サニードルチェ」、「オリエンタルスター」、「コトピー」、「クイーンセブン」、「サニールージュ」	③

(8) いちじく

品 種	選定理由
「バナーネ」、「ブルンスウイック」、「セレスト」、「早生日本種（蓬莱柿）」、「ビオレ・ソリエス」	③
「ホワイトゼノア」	④

(9) 西洋なし

品 種	選定理由
「シルバーベル」、「ゼネラル・レクラーク」、「ラ・フランス」	①
「バートレット」	②